

## 1 期日の状況

### (1) 期日の概要

4月23日午後4時から、福島地裁いわき支部1号法廷において、第7回口頭弁論が開催されました。

今回の期日より、本件を担当する裁判官の一部が交代となりましたので（変更後の新たな裁判官の構成：名島裁判官，小川裁判官（新しく今回から担当），西沢裁判官），新しく担当となった裁判官に対して、これまでの裁判の内容をいわば「ダイジェスト版」として伝える「弁論の更新」という手続が行われました。

この「弁論の更新」は、一般的な裁判では、「従前の主張と同様ということで良いですね。」というような形で簡単に終わることが多いのですが、本件では、新しく担当となった裁判官に本件訴訟の内容を十分に理解してもらう必要がありますので、原告側からは、これまでの裁判における東京電力の責任の悪質性に関する部分（責任論）のほか、原告の皆様の多くが居住していた地域である「富岡町」の状況（富岡町論）に関して比較的詳細な説明を行いました。

また、原告側からは、準備書面（6），準備書面（7）を提出・陳述し、ふるさと喪失に関して理論的側面から詳述する書面である準備書面（7）についての代理人弁護士による意見陳述を行うとともに、原告の猪狩弘道さんによる意見陳述を行いました。第1回期日から続けてきた原告本人の意見陳述は、今回で7人目となります。

被告側からは、前回までの期日において原告側から提出していた損害論に関する準備書面（原告ら準備書面（1）（2））に対する反論の書面（被告準備書面（3））が提出されました。

以下、原告側の意見陳述等の内容についてご説明させていただきます。

### (2) 原告の意見陳述の内容

今回意見陳述を行って頂いた猪狩弘道さんは、富岡町で生まれ、本件原発事故が生じるまで、68年間にわたり富岡町にて生活されていた方です。富岡町での生活は、平凡ではあるものの、楽しいものだったそうです。

今回の意見陳述においては、本件原発事故が、「天災」ではなく、「目に見えない放射性物質を拡散した人災」に他ならないものであること、本件原発事故から8年、富岡町の避難指示解除から2年が経過してもなお、

富岡町に住民が戻っておらず、富岡町が失われていく状況について思いを込めて語って頂きました。

「原発事故の前の富岡を返してください。」とのお話がありましたが、まさに原告の皆様のご気持ちを代弁するようなお話であり、その気持ちは裁判官の方々にも届いてくれたのではないかと思います。

### (3) 原告代理人の意見陳述

#### ア 弁論の更新に関する意見陳述

##### (ア) 富岡町論について

弁論の更新に際しての意見陳述として、まず、小野寺弁護士より富岡町の状況についての意見陳述を行いました。

豊かな自然に恵まれ、農業が盛んであったほか、町内及び周辺市町村の生活必需品の供給源になっていたという本件原発事故前の状況と、現在においても帰還が進まない現状につき、データを交えつつもわかりやすい形での意見陳述でした。

##### (イ) 東電の責任について

富岡町論に関する意見陳述に引き続き、野本弁護士より東電の責任の悪質性についての意見陳述を行いました。

責任論は難解でわかりにくい法分野ですが、東電が、2002年、遅くとも2006年までに福島第一原発の敷地高を超え、全交流電源喪失に陥らせる津波が発生することは予見できたにもかかわらず、日々蓄積されてきた津波等の知見、研究に真摯に向き合わず、求められる高度な注意義務を尽くさなかったことにつき、従前の主張を整理したわかりやすい意見陳述でした。

#### イ 準備書面(7)に関する意見陳述

原告側より今般提出した準備書面(7)は、「故郷喪失損害」の内実を学者の知見に基づいて整理するとともに、本訴訟において対象としている損害が避難指示の解除によって回復したり、消滅したりすることはないこと等を指摘する書面でした。

そこで、この書面の内容につき、小野寺弁護士より、有力な学者の見解の要点を整理する形での意見陳述を行いました。

また、先行する第1陣訴訟の判決においては、本件原発事故の被害者の皆様のごどのような利益が侵害されたのか、という点について言及されないという不十分な検討にとどまっておりましたので、この点を指摘するとともに、原告の皆様が、本件原発事故により、幸福追求権(憲法13条)、居住移転の自由と職業選択の自由(憲法22条1項)、財産権

(憲法29条), 生存権(憲法25条)等の各権利を侵害されていることについて指摘致しました。

2 今後の予定

次回期日は6月18日(火)午後4時からとなります。また, 次々回は8月27日(火)午後4時からとなる予定です。

今回の期日及び期日に先行して実施致しました原告団総会にも, 多くの原告の皆様にお越し頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

もともと, 原告団の熱気, 被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには, まだまだ一人でも多くの原告の皆様の参加が必要です。

また, 毎回の期日において実施しております原告の皆様からの意見陳述等にもご協力頂く必要がございます。

当弁護団と致しましても, 今後もより一層力を入れて本訴訟を迫行して参りますので, 引き続きのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上